

フルチアニル (案)

今般の残留基準の検討については、関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴い、農薬・動物用医薬品部会（以下、「本部会」という。）において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

なお、今般の基準値設定依頼に当たって、毒性や代謝に関する新たな知見の提出がなく、既存の食品健康影響評価の結果に影響はないと考えられることから、本部会での審議後に食品安全委員会に対して食品健康影響評価の要請を行うこととしている。

1. 概要

(1) 品目名：フルチアニル [Flutianil (ISO)]

(2) 分類：農薬

(3) 用途：殺菌剤

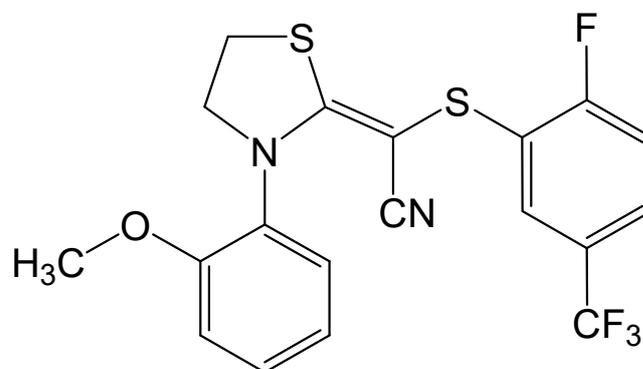
チアゾリジン環にシアノメチレン基を有する殺菌剤である。既存剤に対する耐性菌株又は低感受性菌株に対しても有効であり、形態学的観察により、菌の感染防御方法は既存剤と異なることから、新規の作用機序を有すると考えられている。

(4) 化学名及びCAS番号

(2*Z*)-2-{{[2-Fluoro-5-(trifluoromethyl)phenyl]thio}-2-[3-(2-methoxyphenyl)thiazolidin-2-ylidene]acetonitrile (IUPAC)

Acetonitrile, 2-[[2-fluoro-5-(trifluoromethyl)phenyl]thio]-2-[3-(2-methoxyphenyl)-2-thiazolidinylidene]-, (2*Z*)- (CAS : No. 958647-10-4)

(5) 構造式及び物性



分子式 $C_{19}H_{14}F_4N_2OS_2$
 分子量 426.45
 水溶解度 7.9×10^{-6} g/L (20°C)
 分配係数 $\log_{10}Pow = 2.9$

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 国内での使用方法

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数	使用時期	散布（使用） 液量（目安）	使用回数	フルチアニルを含む農薬の総使用回数
パセリ	5.0% EC	散布	5000倍	収穫3日前まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫7日前まで	100～300 L/10 a	2回以内	
トマト	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
ミニトマト	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
ピーマン	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
きゅうり	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	0.80% SC 配合剤2	散布	1000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	

EC：乳剤、SC：フロアブル

配合剤1：20.0%メパニピリム、配合剤2：40.0%TPN

(国内での使用方法のつづき)

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数	使用時期	散布（使用） 液量（目安）	使用回数	フルチアニルを含む農薬の総使用回数
なす	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
		常温煙霧	66倍	収穫前日まで	10 L/10 a	2回以内	
	0.80% SC 配合剤2	散布	1000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
かぼちゃ	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
		無人航空機 による散布	32倍	収穫前日まで	1.6 L/10 a	2回以内	
ズッキーニ	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
すいか	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
メロン	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
にがうり	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
実えんどう	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
食用かえで (葉)	5.0% EC	散布	5000倍	収穫14日前 まで	200～700 L/10 a	2回以内	2回以内

(国内での使用方法のつづき)

作物名	剤型	使用方法	希釈倍数	使用時期	散布 (使用) 液量 (目安)	使用回数	フルチアニルを含む農薬の総使用回数
いちご	5.0% EC	散布	5000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	2回以内
	2.0% SC	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	
	1.8% SC 配合剤1	散布	2000倍	収穫前日まで	100～300 L/10 a	2回以内	

(2) 海外での使用方法

ホップに係る残留基準の設定について今回インポートトレランス申請がなされており、今回申請に係る作物を四角囲いしている。

① 米国

作物名	剤型	使用方法	使用量	使用時期	散布液量 (目安)	使用回数
ホップ	4.7% EC	茎葉散布	5.5～12.8 fl oz/acre (0.017～0.04 lb ai/acre)	収穫7日前まで	0.16 lb ai/acre	4回以内

lb: ポンド (1 lb = 0.45359237 kg)

ai: active ingredient (有効成分)

fl oz: 液量オンス (米液量オンス 1 fl oz = 0.0000295735 m³)

acre: エーカー (1 acre = 約4,047 m²)

3. 代謝試験

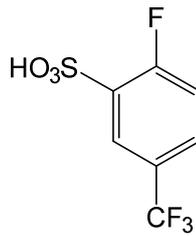
(1) 植物代謝試験

植物代謝試験が、レタス、きゅうり、りんご及びぶどうで実施されており、可食部の主要残留物はフルチアニルで、10%TRR^{注)} 以上認められた代謝物はなかった。

注) %TRR: 総放射性残留物 (TRR: Total Radioactive Residues) 濃度に対する比率 (%)

【代謝物略称一覧】

略称	JMPR評価書の略称	化学名
L	OC 56635	2-フルオロ-5-(トリフルオロメチル)ベンゼンスルホン酸



代謝物L

注) 残留試験の分析対象となっている代謝物について構造式を明記した。

4. 作物残留試験

(1) 分析の概要

【国内】

① 分析対象物質

- ・フルチアニル
- ・代謝物L

② 分析法の概要

i) フルチアニル

試料からメタノール・水・塩酸 (500 : 500 : 1) 混液で抽出し、オクタデシルシリル化シリカゲル (C₁₈) カラムを用いて精製した後、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) 又は液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計 (LC-MS/MS) で定量する。

または、試料からアセトニトリルで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム、C₁₈カラム若しくは多孔性ケイソウ土カラム及びグラファイトカーボンカラムを用いて精製した後、アルカリ熱イオン化検出器付きガスクロマトグラフ (GC-FTD) 又はLC-MS/MSで定量する。

または、試料からアセトニトリルで抽出し、*n*-ヘキサンに転溶する。アミノプロピルシリル化シリカゲル (NH₂) カラムを用いて精製した後、LC-MSで定量する。

または、試料からアセトニトリルで抽出し、C₁₈カラム及びグラファイトカーボン/エチレンジアミン-*N*-プロピルシリル化シリカゲル (PSA) 積層カラムを用いて精製した後、LC-MSで定量する。

あるいは、試料からアセトンで抽出し、多孔性ケイソウ土カラム、グラファイトカーボンカラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、GC-FTDで定量する。

定量限界 : 0.0025~0.02 mg/kg

ii) 代謝物L

試料からメタノール・水・塩酸（500：500：1）混液又はアセトニトリルで抽出し、スチレンジビニルベンゼン共重合体カラム及び陽イオン交換カラム若しくは多孔性ケイソウ土カラム及びシリカゲルカラムを用いて精製した後、LC-MSで定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

【海外】

① 分析対象物質

・フルチアニル

② 分析法の概要

試料からアセトニトリル・水（4：1）混液で抽出し、*n*-ヘキサンに転溶する。シリカゲル/グラファイトカーボン連結カラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ・質量分析計（GC-MS）で定量する。

定量限界：0.01 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内作物残留試験については、メロン（果実）の試験成績を追加した。試験成績の概要を別紙1-1に示す。

海外作物残留試験については、ホップの試験成績を追加した。試験成績の概要を別紙1-2に示す。

5. ADI及びARfDの評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフルチアニルに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

(1) ADI

無毒性量：249 mg/kg 体重/day（発がん性は認められなかった。）

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 2年間

安全係数：100

ADI：2.4 mg/kg 体重/day

(2) ARfD 設定の必要なし

フルチアニルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

6. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価が行われ、2021年にADIが設定され、ARfDは設定の必要なしと評価されている。国際基準はりんご、おうとう等に設定されている。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、かぼちゃ等に、カナダにおいてりんご、きゅうり等に基準値が設定されている。

7. 残留規制

(1) 残留の規制対象

フルチアニルのみとする。

一部の作物残留試験において、代謝物Lの分析が行われているが、残留濃度は親化合物よりも低く定量限界未満であった。植物代謝試験では可食部においてフルチアニルが主要残留物として認められ、代謝物Lは10%TRR未満であることから、残留の規制対象には代謝物Lを含めず、フルチアニルのみとする。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

8. 暴露評価

(1) 暴露評価対象

フルチアニルのみとする。

一部の作物残留試験において、代謝物Lの分析が行われているが、残留濃度は親化合物よりも低く定量限界未満であった。植物代謝試験では可食部においてフルチアニルが主要残留物として認められ、代謝物Lは10%TRR未満であることから、暴露評価対象には代謝物Lを含めず、フルチアニルのみとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をフルチアニル（親化合物のみ）としている。

(2) 暴露評価結果

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露

評価は別紙3参照。

	EDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	0.1
幼小児 (1～6歳)	0.1
妊婦	0.0
高齢者 (65歳以上)	0.1

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

EDI試算法：作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等 × 各食品の平均摂取量

フルチアニルの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				各化合物の残留濃度 (mg/kg) 注) 【フルチアニル/代謝物L】	設定の根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数		
パセリ (可食部)	2	5.0% EC	5000倍散布 300 L/10 a	2	3, 7, 14	圃場A: 1.86/- 圃場B: 2.68/-	◎
ミニトマト (果実)	2	5.0% EC	5000倍散布 222, 250 L/10 a	2	1, 3, 7, 21	圃場A: 0.07/- 圃場B: 0.03/-	◎
	2	2.0% SC	2000倍散布 252, 281 L/10 a			圃場A: 0.04/- 圃場B: 0.04/-	◎
ピーマン (果実)	3	5.0% EC	5000倍散布 174~222 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.06/- 圃場B: 0.04/- 圃場C: 0.08/-	◎
	3	2.0% SC	2000倍散布 171~280 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: 0.12/- 圃場B: 0.14/- 圃場C: 0.10/- (2回, 3日)	◎
なす (果実)	2	5.0% EC	5000倍散布 300 L/10 a	2	1, 7, 14	圃場A: 0.046/<0.01 圃場B: 0.028/<0.01	◎
	2	2.0% SC	1000倍散布 282, 283 L/10 a 2000倍散布 282, 283 L/10 a	2	1, 3, 7, 14 1, 3, 7, 14	圃場A: 0.045/- (#) 圃場B: 0.095/- (#) 圃場A: 0.025/- 圃場B: 0.025/-	◎
きゅうり (果実)	2	5.0% EC	5000倍散布 300 L/10 a	2	1, 7, 14	圃場A: 0.036/<0.01 圃場B: 0.014/<0.01	◎
	2	2.0% SC	1000倍散布 201~248 L/10 a 2000倍散布 201~248 L/10 a	2	1, 3, 7, 14 1, 3, 7, 14	圃場A: 0.055/- (#) 圃場B: 0.04/- (#) 圃場A: 0.02/- 圃場B: 0.025/-	◎
かぼちゃ (果実)	2	5.0% EC	5000倍散布 300 L/10 a	2	1, 7, 14	圃場A: 0.0075/<0.01 圃場B: 0.008/<0.01	◎
	2	2.0% SC	1000倍散布 200, 281 L/10 a 2000倍散布 200, 281 L/10 a	2	1, 3, 7, 14 1, 3, 7, 14	圃場A: 0.015/- (#) 圃場B: 0.04/- (#) 圃場A: 0.01/- 圃場B: 0.025/- (2回, 3日)	◎
ズッキーニ (果実)	2	5.0% EC	5000倍散布 250 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.006/- 圃場B: 0.013/-	
すいか (果肉)	2	5.0% EC	5000倍散布 300 L/10 a	2	1, 7, 14	圃場A: <0.0075(\$)/<0.01 圃場B: <0.0075(\$)/<0.01	◎
	2	2.0% SC	1000倍散布 283, 300 L/10 a 2000倍散布 283, 300 L/10 a	2	1, 3, 7 1, 3, 7	圃場A: <0.01/- (#) 圃場B: <0.01/- (#) 圃場A: <0.01/- 圃場B: <0.01/-	◎
メロン (果肉)	2	5.0% EC	5000倍散布 300 L/10 a	2	1, 7, 14	圃場A: <0.0075(\$)/<0.01 圃場B: <0.0075(\$)/<0.01	
	2	2.0% SC	1000倍散布 250, 274 L/10 a 2000倍散布 250, 274 L/10 a	2	1, 3, 7 1, 3, 7	圃場A: <0.01/- (#) 圃場B: <0.01/- (#) 圃場A: <0.01/- 圃場B: <0.01/-	
メロン (果実)	3	5.0% EC	5000倍散布 260~289 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A: <0.01/- 圃場B: 0.04/- 圃場C: 0.02/-	◎
にがうり (果実)	2	5.0% EC	5000倍散布 282, 251 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.04/- 圃場B: 0.02/-	◎
さやえんどう (さや)	2	5.0% EC	5000倍散布 187~193 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.15/- 圃場B: 0.05/-	◎
食用かえで (葉、葉柄、枝)	2	5.0% EC	5000倍散布 300 L/10 a	2	14, 21, 30	圃場A: 4.54/- 圃場B: 5.76/-	◎
いちご (果実)	2	5.0% EC	5000倍散布 200 L/10 a	2	1, 7, 21	圃場A: 0.086/<0.01 圃場B: 0.129/<0.01	◎
	2	2.0% SC	1000倍散布 195, 200 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.22/- (#) 圃場B: 0.14/- (#)	
	2	2.0% SC	2000倍散布 195, 200 L/10 a	2	1, 3, 7, 14	圃場A: 0.07/- 圃場B: 0.065/-	◎

EC: 乳剤、 SC: フロアブル

-: 分析せず

(\$)同一圃場から採取された1つのサンプルを2つの分析機関に分けて測定されており、結果を平均値として示したため、実際の定量限界とは異なる。

(#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網掛けで示した。

基準値の設定根拠及び暴露評価に使用されているものに◎で示した。

注) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験(いわゆる最大使用条件下の作物残留試験)を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について()内に記載した。

フルチアニルの作物残留試験一覧表 (米国)

農作物	試験圃 場数	試験条件			経過日数	残留濃度 (mg/kg)	設定の 根拠等
		剤型	使用量・使用方法	回数			
ホップ	3	5.0% EC	0.039~0.043 lb ai/acre 散布	4	6	圃場A : 0.67	◎
					6	圃場B : 0.65	
					8	圃場C : 0.35	

EC : 乳剤

今回、新たに提出された作物残留試験成績に網掛けで示した。
基準値の設定根拠及び暴露評価に使用されているものに◎で示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	国/地域 基準値 ppm	
パセリ	5	5	○			1.86,2.68(¥)
トマト	0.1	0.2	○			0.03~0.07(n=4)(ミニトマト)
ピーマン	0.3	0.3	○			0.04~0.14((n=6)
なす	0.1	0.1	○			0.025~0.046(n=4)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.08	0.09	○			0.014~0.036(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.06	○			0.0075~0.025(n=4)
すいか	0.01	0.01	○			<0.0075~<0.01(n=4)
メロン類果実(果皮を含む。)	0.09	0.07	○			<0.01,0.02,0.04
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(¥)(にがうり)
未成熟えんどう	0.5	0.5	○			0.05,0.15(¥)(さやえんどう)
その他の野菜	10	10	○			4.54,5.76(¥)(食用かえで)
りんご	0.2	0.2		0.15		
おうとう(チェリーを含む。)	0.4	0.4		0.4		
いちご	0.3	0.3	○			0.065~0.129(n=4)
ぶどう	0.7	0.7		0.7		
ホップ	2		IT		2 米国	【0.35,0.65,0.67(米国)】
はちみつ	0.05	0.05				※

太枠:本基準(暫定基準以外の基準)を見直した基準値

○:既に、国内において登録等がされているもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するようインポートトレランス申請されたもの

(¥):基準値設定の根拠とした作物残留試験成績(最大値)

※「食品中の農薬の残留基準設定の基本原則について」(令和元年7月30日農薬・動物用医薬品部会(令和5年3月31日一部改訂))の別添3「はちみつ中の農薬等の基準設定の方法について」に基づき設定。

フルチアニルの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に 用いた数値 (ppm)	国民全体 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) EDI
パセリ	5	2.27	0.2	0.2	0.2	0.5
トマト	0.1	0.04	1.3	0.8	1.3	1.5
ピーマン	0.3	0.09	0.4	0.2	0.7	0.4
なす	0.1	0.027	0.3	0.1	0.3	0.5
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.08	0.023	0.5	0.2	0.3	0.6
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.05	0.009	0.1	0.0	0.1	0.1
ずいか	0.01	0.009	0.1	0.0	0.1	0.1
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.09	0.02	0.1	0.1	0.1	0.1
その他のうり科野菜	0.2	0.03	0.1	0.0	0.0	0.1
未成熟えんどう	0.5	0.1	0.2	0.1	0.0	0.2
その他の野菜	10	5.15	69.0	32.4	52.0	72.6
りんご	0.2	0.047	1.1	1.5	0.9	1.5
おうとう (チェリーを含む。)	0.4	0.11	0.0	0.1	0.0	0.0
いちご	0.3	0.078	0.4	0.6	0.4	0.5
ぶどう	0.7	0.075	0.7	0.6	1.5	0.7
ホップ	2	0.65	0.1	0.1	0.1	0.1
はちみつ	0.05	● 0.05	0.0	0.0	0.1	0.1
計			74.6	37.0	58.1	79.5
ADI比 (%)			0.1	0.1	0.0	0.1

EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)

EDI試算法: 作物残留試験成績の中央値 (STMR) 等×各食品の平均摂取量

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値 (案) の数値を用いた。

(参考)

これまでの経緯

平成22年	7月14日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（新規：きゅうり、なす等）
平成22年	8月11日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成24年	1月26日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成24年	3月19日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成25年	2月1日	残留農薬基準告示
平成28年	7月1日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：ミニトマト、かぼちゃ等）
平成28年11月	1月14日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成29年	4月18日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成29年	8月2日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
平成30年	3月30日	残留農薬基準告示
平成30年	7月13日	インポートトレランス申請（りんご、ぶどう等）
平成31年	1月23日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成31年	4月16日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和元年	7月30日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和2年	3月31日	残留農薬基準告示
令和元年	7月22日	農林水産省から厚生労働省へ農薬登録申請に係る連絡及び基準値設定依頼（適用拡大：パセリ、ピーマン等）
令和2年12月	1月14日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和3年	3月16日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和3年	9月7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和4年	3月17日	残留農薬基準告示

令和	3年	5月25日	薬事・食品衛生審議会へ諮問（基本原則の一部改訂に伴う残留基準設定）
令和	3年	6月16日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
令和	3年	6月22日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
令和	3年	7月7日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会
令和	3年	12月17日	残留農薬基準告示
令和	6年	1月24日	インポートトレランス申請（ホップ）
令和	6年	9月19日	食品衛生基準審議会へ諮問
令和	6年	9月25日	食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

- ◎ 穂山 浩 星薬科大学薬学部教授
大山 和俊 一般財団法人残留農薬研究所業務執行理事・化学部長
○ 折戸 謙介 学校法人麻布獣医学園理事（兼）麻布大学獣医学部教授
加藤 くみ子 北里大学薬学部教授
神田 真軌 東京都健康安全研究センター食品化学部副参事研究員
近藤 麻子 日本生活協同組合連合会組織推進本部長
佐藤 洋 岩手大学農学部教授
佐野 元彦 東京海洋大学学術研究院海洋生物資源学部門教授
須恵 雅之 東京農業大学応用生物科学部教授
瀧本 秀美 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所理事
田口 貴章 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
堤 智昭 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
中島 美紀 金沢大学ナノ生命科学研究所
野田 隆志 一般社団法人日本植物防疫協会信頼性保証室付技術顧問

(◎：部会長、○：部会長代理)

答申（案）

フルチアニルについては、以下のとおり食品中の農薬の残留基準を設定することが適当である。

フルチアニル

今回残留基準を設定する「フルチアニル」の規制対象は、フルチアニルのみとする。

食品名	残留基準値 ppm
パセリ	5
トマト	0.1
ピーマン	0.3
なす	0.1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.08
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.05
すいか	0.01
メロン類果実（果皮を含む。）	0.09
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.2
未成熟えんどう	0.5
その他の野菜 ^{注2)}	10
りんご	0.2
おうとう（チェリーを含む。）	0.4
いちご	0.3
ぶどう	0.7
ホップ	2
はちみつ	0.05

注1) 「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2) 「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。